

2011 年度建築技術教育普及センター研究助成（前期）報告書概要

「英国の建築家資格における実務経験とパート 3 の試験制度について」

瀬口哲夫（名古屋市立大学名誉教授）

1. はじめに

英国のアーキテクト資格試験であるパート 3 試験についての調査報告である。法律に基づくアーキテクト資格制度は、1931 年のアーキテクト登録法（注 1）に始まり、1997 年のアーキテクト法（注 2）に引き継がれ、現在に至っている。英国の建築教育は、大学教育の中間に実務経験をさせるサンドイッチ制（原則）である。つまり、大学学部（アンダーグラジュエイト）で、3 年間の建築教育（パート 1）、さらに、1 年間の実務経験、その後、再度、大学院（グラジュエイト）での 2 年間の建築教育（パート 2）を受ける。その後、1 年間の実務経験（通算で 2 年間）、合計 7 年間の建築教育・実務経験を受けて、パート 3 試験を受験することが出来る。このパート 3 試験に合格後、アーキテクトとして ARB（アーキテクト登録委員会：Architects Registration Board）への登録が可能になる。現地ヒヤリングによると、ARB の登録アーキテクト数は、年間 800 人程度で、現在の登録数は 34,000 人（ARB の PH では、33,000 人）という。同時に RIBA（英国アーキテクト協会：Royal Institute of British Architects）の会員資格も得られる。

2. 建築家資格における実務経験とパート 3 の試験の仕組み

英国では、ARB と RIBA が共同で、パート 1、パート 2、パート 3 の規準を定めている。ARB は、各大学からの申請書類に基づいて建築コースを認定（approval）している。ARB は、直接、各大学を査察することはないが、RIBA などの他の団体が行った査察を考慮して、認定するとしている。ここに、RIBA の認証が大きな役割を持っている根拠（注 3）がある。

パート 1、パート 2 では、設計能力を持っているかどうかを確認され、最終試験となるパート 3 の試験では、アーキテクトとしての実務を行う上での知識と技術の習得が確認される。パート 3 の規準は、プロフェッショナル規準と言われ、その内容は、①職業的専門性、②建築主・ユーザー・業務の提供、③法律的な枠組みとプロセス、④業務と経営、⑤調達手続きの 5 つ（注 4）からなる。パート 3 では、雇われて設計をするのではなく、自立して建築業務を提供できる建築家としての実務能力を身に着けることが要求されている。

パート 3 の試験の枠組みについては、図 1 に示す。各大学・試験センターが、ARB と RIBA の認定を受けたパート 3 のコースを設け、パート 3 の試験を実施している。大学を卒業して、建築事務所で働いている所員が、パート 3 のコースに入ることになる。このパート 3 のコースでは、PSA（Professional Study Adviser）の指導もとで、前述の規準を満足するように、講義を受け、パート 3 の受験準備をする。一方、建築事務所において、受験者（所員）は、EM（Employment Mentor）の監督のもとで、具体的なプロジェクトを実務経験する。EM は、建築家で、且つ、プロジェクトの責任者である。学生の実務経験は、3 か月ごとに、PEDR（Professional Experience Development Record）に記録される。こ

の記録が、パート3の試験の時に使用される。1年間(合計で2年間)の実務経験を終え、パート3の受験者は、必要な書類(経歴、PEDRなど)を、所属するパート3のコースのある大学に提出する。パート3の試験では、筆記試験と口頭試問がある。筆記試験では、提出したプロジェクトに基づいて、前述の規準に関する知識を問われる。次いで、口頭試問を受けることになるが、ここでは、プロジェクトを中心にして、プロフェッショナル規準の内容を身に付けているかが問われる。口頭試問は、2人の試験員によって実施される。そのうち一人は、以前にパート3の試験員となった人であること、また、少なくとも1名の外部試験委員を含まなければならない。当然のことだが、利害関係者は当該候補者の試験を担当できない。パート3の試験の方法や試験委員については、RIBAがガイドラインを策定している。各大学でのパート3の試験プロセスは、これに従うことになる。これに合格すれば、候補者は、ARBの建築家として登録でき、RIBAの会員資格を得ることになる。

注1: アーキテクト登録法 (Architects(Registration)Act 1931)

注2: アーキテクト法 (An act to consolidate the enactments relating to architects)

注3: ARB「Procedures for the Prescription of Qualifications」2010年

注4: ①Professionalism,②Clients, users, and delivery of services,③Legal framework and processes,④Practice and management,⑤Building procurement

パート1,2	「サンドイッチ制度」3年間建築教育(カンダグレジエント、パート1)+1年間の実務経験+2年間建築教育(ポストグラジュエー、パート2)→就職(所員)		
PART 3 RIBA の認定 *6と認定規準*7	パート3 コース(認定を受けている。5年ごとの再認定)	ARB*1とRIBA*2によるプロフェッショナル規準*3と実務経験ルール*4と実務経験ガイドライン*5	
		「コースコординーター(大学など)コースコーディネーターと学生へのアドバイザー(PSA)*8」 ・座学やセミナーに出席、レポート提出 ・実務経験の指導相談など	「建築事務所」雇用主、指導者*9(所員)、学生(所員) ・指導者のもとで建築実務を体験 ・体験した内容を記録簿(PEDR)*10に記入。 ・指導者の確認と署名
		PSAの協会*11	雇用主と学生(所員)の義務と責任*12 指導者(メンター/チューター、所員)のガイド*13
	パート3コースの受講資格	パート1とパート2の取得者、②ARBのパート1とパート2試験合格者、③前述の①と②の組合、④EC指令により相互認証*14されているEU諸国の資格者	
	パート3受験のための提出物	Curriculum Vitae (CV=履歴書) PEDR(実務経験を記録したもの)など	
	受験資格確認	パート1とパート2を取得しているか、または、EC指令の相互認証の対象となる資格保有者か。パート3のコースを終えるなど、しかるべき実務経験(2年間)を終えているか。そのうち1年間はここ2年以内に建築事務所で、プロジェクトを担当している然るべきアーキテクトの指導のもとで実施されたものであるかの確認。	
	パート3 試験	「試験者」 試験者*15の構成(内部試験員と外部試験員の2名。外部試験員と過去の試験経験所を1名含むこと) パート3試験員のフォーラム*18	「試験」 記述試験*16 口頭試問*17
パート3 合格・登録	パート3の試験に合格することで、ARBにアーキテクト登録する。登録維持費を払う。さらに、RIBAの会員登録ができる。年会費が必要。		
*1: ARB=Architects Registration Board、*2: RIBA=Royal Institute of British Architects、*3: プロフェッショナル規準=Professional Criteria、*4: 実務経験のルール=ARBルール、*5: ガイドライン=Practical Training Regulation and Guideline、*6: 認定=Validation、*7: 認定規準=RIBA Validation Criteria、*8: PSA=Professional Studies Advisor、*9: 建築事務所の実務指導者=Employment Mentor、*10: Professional Experience Development Record、*11: PSAの協会=Association Professional Studies Advisor in Architecture、*12: 雇用主と学生の義務と責任=Duties and Responsibilities of the Employer、*13: 実務指導者のガイド=PSA、*14: 相互認証のEC指令: the Mutual Recognition of Professional Qualifications Directive(2005/36/EC)、*15: パート3の試験者=APSAAのMentor's Guide、*16: 記述試験=Written Examination on Office based Paper、*17: 口頭試問=Summative Professional Interview、*18: パート3試験員のフォーラム=RIBAのPart3 Professional Examiner's Guide			

図1 英国のアーキテクト資格試験: パート3の枠組み